

# 「学校における働き方改革推進プラン」の改定について（概要）



令和 3 年 3 月 2 9 日  
千葉県教育庁教育振興部教職員課  
電話 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 3 6

県教育委員会では、平成 3 0 年 9 月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和元年 5 月と令和 2 年 3 月に一部改定を行った上で、本プランに基づいて、学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできたところです。

この度、令和 2 年度に実施した各種調査（「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査等）及び、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」等の改正等を踏まえ、本プランを改定いたしました。

## < 主な改定内容 >

### 1 プランの位置づけについて

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第 1 1 条及び「学校職員の勤務時間等に関する規則」第 9 条第 4 項に基づき、県立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理その他、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な事項について定める。

### 2 変形労働時間制について（P 6 ~）

1 年単位の変形労働時間制を導入するための条件等について明記した。

（規則に定められた時間の範囲、教育職員に関する措置、学校に関する措置、留意点）

### 3 具体的取組内容の更新（P 9 ~）

令和 2 年度の調査結果等を踏まえ、具体的取組内容（チェックリスト）の内容を更新した。

達成率が 9 5 % を達成した項目については、目標設定項目からは除き、今後も継続して取り組むべき項目として掲載した。

内容が類似している項目を統合し、上記のと併せてチェックリストの項目を精選した。

教育委員会 R 2 : 2 4 項目 R 3 : 2 3 項目（うち目標値なし 2）

学 校 R 2 : 2 8 項目 R 3 : 2 5 項目（うち目標値なし 6）

学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな項目を追加し、既存の項目についても変更（内容の追加や一部修正）を行った。

（教）は教育委員会の取組、（学）は学校の取組

【例 1】ストレスチェックの集団分析結果を活用し、メンタルヘルス対策を推進することについて言及

（教）【2】（学）【2】

【例 2】基準において副校長や教頭の長時間勤務の改善について言及

（学）【3】

【例 3】ICT の活用例としてクラウドサービスの利用や、デジタルドリルの活用等に言及

（教）【11】【12】（学）【8】【9】

【例 4】部活動のガイドライン順守について具体的な表現を追加

（学）【13】【14】（教）【13】【14】

1 年単位の変形労働時間制の実施状況を把握するため、「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査において調査することについて触れている。

（P 2 4、各チェックリストの具体的取組の後の部分）